

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2021年7月8日改定）

■口座貸越サービス保証委託約款

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 求償権の範囲</p> <p>乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対しその弁済額、弁済に要した費用、これらに対する弁済の日の翌日から完済までの乙が定める割合（注）による遅延損害金及びこれらの金額を請求するために要した費用の総額を支払います。</p> <p>（注）乙が定める遅延損害金は年<u>19.00%</u>（年365日の日割計算）です。</p> <p style="text-align: right;">（2021年<u>5</u>月<u>6</u>日現在）</p>	<p>5 求償権の範囲</p> <p>乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対しその弁済額、弁済に要した費用、これらに対する弁済の日の翌日から完済までの乙が定める割合（注）による遅延損害金及びこれらの金額を請求するために要した費用の総額を支払います。</p> <p>（注）乙が定める遅延損害金は年<u>14.00%</u>（年365日の日割計算）です。</p> <p style="text-align: right;">（2021年<u>7</u>月<u>8</u>日現在）</p>

以 上